



25-03602278

Form fields for personal and employment information: (1) 被保険者番号, (2) 事業所番号, (5) 名称, (6) 離職者の住所, (7) 離職年月日, (8) 事業主氏名, (9) 住所, (10) 電話番号.

離職の日以前の賃金支払状況等

Table with columns for (8) 被保険者期間算定対象期間, (9) 短期雇用特例被保険者, (10) 賃金支払対象期間, (11) 基礎日数, (12) 賃金額, (13) 備考. Includes rows for months from 11月 to 6月.

Additional information fields: (14) 賃金に関する特記事項, (15) 欄の記載, (16) 欄の記載, (17) 写真欄 (3x2.4).

Public Employment Security Office Record Section: (15) 欄の記載, (16) 欄の記載, (17) 写真欄 (3x2.4).

注意: 1. 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。 2. 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票 - 2及び離職票 - 1(別紙)を提出すること。 3. 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。 4. この離職票 - 2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、同封の「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

Main section for reasons of resignation: 7 離職理由欄... 離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を左の離職者記入欄の中から選択し、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。 【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】

Specific circumstances recording section: 具体的事情記載欄(事業主用) 一身上の都合, 具体的事情記載欄(離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。

Final judgment section: (16) 離職者本人の判断 (選択すること), (17) (7) 欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。 事業主が記入した離職理由に異議 有り・無し 連絡困難のため署名捺印なし (離職者氏名)